

平成 27 年 5 月 11 日
近検協第 27-013 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 27 年度 4 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 月末締めのお受付台数は **11,985** 台で、前年同月比 **98.4%** となりました。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。 敬具

記

1. 有効期限内報告について

平成 26 年度における保守契約中の昇降機は **151,388** 台あり、この内有効期限内に報告があった台数は **143,254** 台で、有効期限内報告率は **94.6%** の状況でした。

保守契約中の昇降機においては、有効期限内報告率が **100%** となるよう、計画的な定期検査の実施をお願いいたします。

2. 要是正報告について

定期検査報告でバッテリーや換気扇の要是正の報告がありますが、次年度の定期報告の際や、備考欄等に「昨年度要是正報告しましたがバッテリーが正常になった」や「換気扇を清掃したところ正常に作動した」等の記載により、指摘なし報告されるケースが散見されます。このような場合、報告済証が発行されないまま昇降機は稼動することになります。

要是正報告後の定期保守において、異常の無いことが確認された場合は早目に弊協議会に相談してください。また、このような事がおこらないよう、定期検査において十分確認を行い報告するようお願いいたします。

3. 概要書添付について

これまで、要重点点検・要是正(既存不適格を除く)指摘報告の際には概要書を作成しご提出いただくようお願いしていましたが、今年度より要是正指摘(既存不適格を除く)の場合に限り、概要書を作成してください。要重点点検指摘の報告の場合は協議会で概要書を作成し、行政庁へ報告いたします。

4. 事務所移転のお知らせ

平成 27 年 5 月 7 日より事務所を移転し業務開始しています。移転場所は下記のとおりです。宅配等の送り状やアドレス帳等の変更をお願いいたします。

【新事務所所在地】 〒541-0041 大阪市中央区北浜 3 丁目 1 番 18 号 島ビル 6 階
TEL : 06-6228-1623 FAX : 06-6228-0252
(郵便番号、電話番号、FAX 番号は変更ございません)

以上